

京都市告示第461号

京都市嵐山観光駐車場の指定管理者である財団法人京都市都市整備公社から、有料供用時間について次のとおり申請があったため、京都市観光駐車場条例第3条ただし書の規定に基づき、これを承認します。

平成23年3月18日

京都市長 門川 大作

| 駐車場名           | 期 間                          | 変更有料<br>供用時間     | 現行有料<br>供用時間     |
|----------------|------------------------------|------------------|------------------|
| 京都市嵐山<br>観光駐車場 | 平成23年3月19日から<br>平成23年5月31日まで | 午前8時から<br>午後6時まで | 午前8時から<br>午後5時まで |

(建設局土木管理部自転車政策課)